

[論文]

## 体制転換後、資本主義体制の下で30年が経過した

### ポーランドのローマ・カトリック教会

——聖ヨハネ・パウロ2世の「残像」、「残影」を活用し続ける教会——

家 本 博 一

名古屋学院大学経済学部

#### 要 旨

本稿は、「1989年政変」とこれに続く「1990年改革」を契機とする体制転換過程を経た30年間において、ポーランドのローマ・カトリック教会とその最高首脳らが、「政教条約」体制（1993年成立）の下、1990年以降の改革過程の現実について、また、その過程の中で本格的に進められた資本主義体制の構築過程について、①どのような姿勢や見解を示してきたのか、そして、②こうした姿勢や見解を示してきた基本的な要因とはいかなるものであったのか、という2つの点に焦点を当て、ポーランドのローマ・カトリック教会の姿勢と見解に見られる基本的な特性について分析・検討することを目的としている。

キーワード：体制転換、政教条約、カトリック教会

## The Catholic Church in Poland under the Process of Reconstruction of Capitalism for 30 years since the Systemic Transformation

Hiroichi IEMOTO

Faculty of Economics  
Nagoya Gakuin University

## I. 「1990年改革」以降のローマ・カトリック教会<sup>1)</sup> ——体制転換過程の下での教会のあり方——

「ソ連邦との宿命的な依存関係の下にある」(W・ゴムウカ) と言われた社会主義時代を強かに生き抜き、その後、1980年代を通じた「連帯」運動、あるいは「連帯」系組織への直接・間接の支援と政労間での調整といった「実績」と「立場」を背景として、ポーランド教会は、「1989年政変」とこれに続く「1990年改革」を経て、史上初めてポーランド人教皇が見つめる中で資本主義社会への体制転換と「欧洲への回帰」<sup>2)</sup> の実現を全面的に支援する一方で、これまた史上初めて世界有数の巨大経済圏（EU経済圏）の下で、教会行政組織の再編と運営、教会堂の再建と新規増設、聖職者や神学生の育成や輩出、さらには国民各層（一般信徒）の信仰の深化と社会組織との連携の強化といった様々な活動や事業に取り組むこととなった。こうした状況は、ポーランド教会にとっては、これまでに体験したことのない事柄ばかりであり、しかも、（ポーランドを含む全世界の）キリスト教史に係わる書籍や史料を通じても学修しえるものでもなかった。この意味で、体制転換以降のポーランド教会は、文字通り、教義・教説の再解釈、典礼の見直し、教会活動の新たな展開など、宗教・信仰組織としての根幹に係わる部分を含めた様々な事柄を試行錯誤の内に進められなければならなかった。その結果、聖俗両面でのポーランド教会のあり方は、これらの見直しや再検討の過程がどのように進展していくのかに応じて、大幅な変貌を遂げる結果となった<sup>3)</sup>。

ところで、社会主義時代とその後の体制転換期におけるポーランド教会のあり方については、これを大別してまとめると、以下のような3つの特徴を有するものと言うことができる<sup>4)</sup>。

第一の特徴とは、歴代の社会主義政権が様々な形で提示してきた政権党の基本目標、イデオロギー規範、評価基準、行動原理などに対して、ポーランド教会は、これらに代替しうる「あるべき、もう一つのもの」を折々の社会政治状況に応じて提示し、政権党が提示したものと常に比較対照ができる状況を創り上げてきた、という点である。これらの活動は、時には、何が正しく、何が誤っているのかという国民各層による状況判断の領域にまで及んだため、社会主義政権との間で激しい摩擦・軋轢を生み出すこととなった。その一方で、政権党の最高幹部にとってさえ、教会がポーランドの歴史（とくに、18世紀末の「三国分割」以降の近現代史）を通じて、国家、社会、民族にとっての最終的な存立基盤であり、支柱であったという事実を無視し否定することは不可能であると考えていたため、社会主義政権が国民各層の期待にそぐわない形で新たな改革措置を導入した場合であっても、国民各層の人々にとっては、教会の「発言」や「姿勢」という「もう一つの眼」で導入過程やその成果をチェックするという評価と判断の複相性が常に保証されていた。

一例を挙げれば、1980年代初めの「連帯」運動に際しては、軍・警察による強制力を用いて運動の鎮静化を図ろうとする政権党の最高首脳に向けて、(S・ヴィシンスキ枢機卿・首席大司教、J・グレンプ大司教、B・ドンブロフスキ司教—いずれも1980年当時—など) 教会首脳は、社会主義体制及び政権党への疑義や疑惑が国民的な規模で増幅している以上、国家と社会を支える最終的な支柱は教会を置いて他にはないという点を幾度も強調しながら、強制力の使用を最小限に留め

るよう政権党の最高首脳に対して要請していた<sup>5)</sup>。このため、教会首脳と政権党の幹部との間で打開策の協議が断続的に続けられることとなり、結果的には、教会の一部の高位聖職者と政権党の改革派幹部（W・ヴァカ、M・ラコフスキなど）との間では、「対話と和解への道」（教皇ヨハネ・パウロ2世）の実現が真剣に検討されるまでに接触が深まっていた<sup>6)</sup>。

第二の特徴とは、歴代の社会主义政権が新たな改革措置を実施しようとする際には、統治システムの改革への国民的な期待を下支えするかのように、改革案の一部を肯定的に受け入れ、改革への国民的な期待とエネルギーを新たな方向へ推し進めようとして、慎重に時と場所を選んで講話、説教、宣教活動を集中的に展開し、政権党による改革への動きが大きく後退しないように全土で情宣活動を推進していた、という点である。例えば、ゴムウカ政権（1956年～1970年）下での「十月体制」の誕生とその直後の「政教関係に関する覚書」の調印に際して、また、ギエレク政権（1970年～1980年）下での「テクノクラート主導型改革」の実施とその後の東西経済関係の緊密化に際して、さらにはヤルゼルスキ政権（1980年～1989年）下での政労間・政教間での協議とその後の「円卓会議」の開催に際して、それぞれ首座大司教ら教会最高首脳の強力な主導の下に、こうした活動が全土で展開されていた<sup>7)</sup>。その際、教会は、こうした動きが国民各層に広がり、国民各層からの改革案への支持を政権党の最高首脳に見せつけるかのように、「もう一つの、真実の」情報、つまり、国民各層による状況判断の根拠となりうる「もう一つの、真の、確実な」情報を積極的に提供し、状況の変化を彼らの期待に少しでも近づけ、改革過程を交替させないように努めていた。その一方で、こうした動きは、政権党の実施する改革措置に対して一定程度の理解、あるいは受容の姿勢を示すことになったり、時にはそうした動きを伴うものとなったりしたため、一部の聖職者や信徒の間からは、一時的ではあっても教会やその首脳の姿勢に対して強い批判や不満の声が上がることがあった。

さらに、とくにヤルゼルスキ政権の下では、教皇ヨハネ・パウロ2世の説教集、講話集、演説集、映像、書籍などの多くの「用具」を活用して、教会は、様々な方向性を有する反政府運動を統合に向けて相互に調整し、社会主义体制の下であっても、国民各層の聖俗両面での生活を実質的に規制している主体は誰であるのかという点を「誇示」することによって、社会・政治両面での政権党の動きを強く牽制しようとしていた。このため、こうした教会の姿勢は、政権党による支配の正統性の根拠に代わるべきものについて、誰がこれを真に示すことができるのかを改めて国民各層に強く認識させる結果となった。

第三の特徴とは、「1990年改革」以降での資本主義体制の構築過程では、（社会主义時代とは逆に）教会が、社会主义時代を通じて一貫して保持してきた政権批判主体としての立場と役割を二重の意味で「放棄」し、もはや新政権へのチェック組織ではなくなった、という点である。これは、一つには、教皇ヨハネ・パウロ2世とL・ヴァウェンサ大統領（在職1990年～1995年）の双方からの強い働きかけを受けて、教会首脳が新政権との間で「政教条約」（1993年）を締結し、社会主义時代以来の政権批判主体としての立場と役割を自ら「放棄」してしまった、という点である<sup>8)</sup>。もう一つには、体制転換期に教義や教説に照らして受け入れることができない出来事や現象が数多く表面化した際にも、教会首脳は、資本主義世界への本格参加（さらには来るベ

きEU加盟など)は、「ポーランドの未来にとって善きこと」という教皇ヨハネ・パウロ2世の発言を受けて、新政権に対して政策措置の再検討を求めたり、政策変更を求めたりする姿勢を「放棄」してしまった、という点である。具体的な形で言えば、グローバル化の下での経済発展と社会安定の追求というこれまで経験したことのない状況下において、歴代の政権が進める改革の正統性の根拠について、教会首脳は、これをほぼそのままに「是認」し、改革を機に生じた社会経済問題一例えば、社会・経済格差の急拡大、失業の長期化、自殺を含む社会病理の急増など一についてばかりか、より深刻な影響を及ぼすと考えられた社会倫理問題一例えば、高位聖職者と社会主義政権の幹部との「浅からぬ関係」の告発問題、社会主義時代に没収された教会財産の回復に係る高位聖職者の汚職問題、聖職者間での性的暴行問題、聖職者による年少者性的虐待問題など一についても、これらを傍観するという姿勢を示し続ける結果になった。加えて、ポーランドでは、EU加盟前後の時期から、西欧地域への国外大量流出という労働力の国外移動の問題が顕在化したが、こうした問題についても、教会は、国外流出民に対しては言うまでもなく、国内に残った国外流出民の家族に対しても司牧活動による信仰生活や日常生活への支援において有効な措置を講じることができず、その結果として、彼らを「教会から遠ざける」(レヴァンドフスキ)という結果をもたらしてしまった。

このような教会をめぐる現実や実情を振り返る時、我々は、ポーランド教会がどのような「体験」を経て上述したような特徴を示す組織となったのかを明らかにし、その上で、ポーランド教会で進められた教義・教説、典礼の見直し論議の実態とその結果について改めて再検討する必要があると考える。そして、こうした分析を進めるに当たっては、人口・経済規模こそ異なるものの、同じく資本主義社会への体制転換を経てきた中東欧地域やバルト諸国におけるカトリック教会の変遷、変貌という文脈の中で、ポーランド教会に固有の問題や実情に焦点を当てて検討を進める必要があると考える。

## II. EU加盟後のローマ・カトリック教会——教皇ヨハネ・パウロ2世の帰天(2005年4月)を経て——

ポーランドでは、EU加盟後数年が経過した2010年代になって、聖職者、一般信徒それぞれの間で、例えば、①EU加盟後における宣教活動、政教関係、宗教教育のあり方、②脳死、臓器移植、遺伝子操作、中絶・墮胎など生命倫理の問題、③同性婚、離婚、家庭内暴力などの問題、さらには、④社会主義時代から体制転換過程にかけての時代認識の問題など、様々な問題に関する教義・教説上の、さらには典礼上の教会の見解や立場について、これらを見直し、新たな社会状況に対応した新たな見解や立場を改めて示すべきではないのかとの意見が数多く見られるようになった。こうした動きは、一つには、EU加盟の実現によって体制転換過程が「完了」し、社会主義時代に戻るという「危険性」が皆無になったという認識が聖職者や一般信徒の間で共有されたことの結果であったが、もう一つには、EU加盟の前後から、ポーランドの社会経済全体が多国籍産業資本とグローバル金融資本が主導する現代資本主義体制という全く新たな制度的枠組みに組み込まれた結果、ポーランドの経済、社会、文化・歴史、倫理・道徳などのあり方について、状

況の変化を踏まえて再検討する必要があるのではないかとの声が聖職者や一般信徒の間に広まったことの結果でもあった。このため、こうした動きが表面化した際には、資本主義社会への体制転換を推し進めてきた主要なプレーヤーたち—「1990年改革」以降の歴代の政権及び政権党や旧「連帯」系組織などの関係者、カトリック教会の関係者、さらには歴代政権の一員として参画してきた研究者や専門家人々など一の姿勢や構想に至るまで見直し論議が及び、時にこれを厳しく批判する論議が現れたとしても、何ら不思議なことではなかった<sup>9)</sup>。ましてや、これらの動きが、体制転換過程を肯定的に評価していた教会の教義・教説、典礼をも批判の対象に含めるようになったとしても、同じく何ら不思議なことではなかった。

ところで、そもそも教会の教義・教説、典礼までもが批判対象となった直接的なきっかけとは、EU加盟への積極的な支持とその発言を繰り返していた2人の高位聖職者が、いずれも社会主义時代には内務省安全局SB（Służba Bezpieczeństwa Ministerstwa Spraw Wewnętrznych、当時）の協力者であったとの国家記憶院IPNの調査結果が相次いで公表された、というものであった。内務省安全局SBの協力者であったことを示す（高位聖職者本人の署名付きの）記録文書が次々と新聞紙上に公表される事態に及んで、社会主义時代における政権党の幹部と教会の高位聖職者との「浅からぬ関係」（B・ゲレメク「連帯」顧問・元外相、2008年死去）を国民各層に改めて思い起こさせることとなり、その矛先が教会のあり方にまで及ぶという結果となった<sup>10)</sup>。さらには、こうした「関係」について、教会の首脳らがこれまで一度も正面から取り上げてこなかったばかりか、検証することもなく、体制転換過程の現実を追認してきたという事実を広く国民各層に惹起させる結果となった。加えて、こうした動きは、EU加盟という新たな時代を迎えた国家と社会の現実や実情を前にして、教会のあり方について（タブー視することなく）国民的な規模でもう一度広く論議する必要性を国民各層に深く認識させる誘因ともなった。

この結果、2000年代後半以降、ようやく教会の内部からも、つまり、①教義・教説、典礼の「継続」を重視し、伝統的な方式で宣教活動を展開する聖職者や一般信徒からも、あるいは、②現実の変化に応じて教義・教説、典礼の「刷新」を求め、新時代に相応しい宣教活動を目指す聖職者や信徒からも、宣教、社会倫理、（1918年再独立以降）現代史教育と歴史認識という新時代を迎えた教会にとっての最重要の課題<sup>11)</sup>を前にして、時代の変化を踏まえた教義・教説、典礼のあり方についてそれまで国民的な論議を回避してきたことへの不満が一挙に噴出する結果となった。

しかしながら、ポーランド教会の首脳らは、社会主义時代からEU加盟直後までの26年余にわたる教皇在任期間を通じて、教皇ヨハネ・パウロ2世の「存在」と「発言」を新たな時代での社会と国民の統合への礎として十二分に「活用」し、それが相当程度有効である現実を「目撃」していたため、教義・教説、典礼に関する国民的な論議を進める必要性を強く認識することはなかった。実際に、EU加盟問題に関して言えば、教会の内部では、教義・教説、典礼に照らしてその是非を論じるという「作業」はほとんど行われず、加盟の実現は、国家、社会、国民各層にとって「欧州への回帰」を実現する歴史的な画期であり、「善きこと」に通じる道であるとの一方的な説明のみが行われていた。そして、こうした一方的な説明は、体制転換過程の完了間近の段階ではなく、体制転換への着手早々の段階において「政教条約」を締結（1993年）した結果として、

体制転換過程で顕在化した様々な矛盾、不備、問題点の分析と評価を回避してきた教会の姿勢をもかえって浮き彫りにすることとなった。

このような教会の姿勢に関連して付言すれば、ポーランド教会がポーランド・カトリック教会との間で2000年5月26日に「ポーランドのローマ・カトリック教会とポーランド・カトリック教会との協力関係に関する協定」を締結したという問題についても、①1940年代後半におけるポーランド・カトリック教会の創設に係わる事情、②ポーランド・カトリック教会の政権党との「忘れることのできない関係」(ゲレメク)、さらには、③教義・教説、典礼に見られる両教会の異同、といった重要な諸点について、ポーランド教会の司教協議会は、十分に検証することなく、ポーランド・カトリック教会との協力関係について、これをEU加盟交渉での重要項目の1つである信教の自由の保障、少数信徒(約8万人)の権利の擁護という大義名分の下に強力に推し進めることとなった。しかし、一部の聖職者や一般信徒からは、このような点に関して、社会主义時代に「不幸な緊張関係」(グレンプ)が長く続いているポーランド・カトリック教会との協力(統合)へ向けての協議は、教会統合の象徴であった教皇ヨハネ・パウロ2世が存命の間であったからこそ、強い批判を受けることもなく実現の運びとなったのではないか、との厳しい声も聞かれた<sup>12)</sup>。

教皇ヨハネ・パウロ2世の帰天を経て、後継の教皇ベネディクト16世(在位:2005年4月25日~2013年2月28日教皇離任)は、グローバル化の下での経済発展と社会安定の追求という現代資本主義世界の本格的な再編過程について、2009年6月29日、社会回勅『真理に根ざした愛(カリタス・イン・ヴェリテ)』を発布し、「ローマ聖座」として現代資本主義世界の変化をどのように見ているかを明らかにした<sup>13)</sup>。そこでは、教皇ベネディクト16世は、「2008年世界経済・金融危機」が先進国・新興国の別なく地球規模で多大な影響を及ぼしている状況について、これを「市場と企業のグローバリゼーション」という「人間の意思とは独立した、特定することが難しい人間不在の原動力や構造に起因する…(中略)…社会経済の過程として理解するだけでは十分ではなく…(中略)…「国境の消滅が、単なる物理的な事実ではなく、その原因においても、結果においても、文化的な出来事である」という点に留意すれば、「2008年世界経済・金融危機」という一連の出来事は「人間を向上させる連帶という目標へグローバリゼーションを導く、グローバリゼーションの根底にある人間的、倫理的な精神が、個人主義的、功利主義的な性格を有する欲望、願望に圧倒され、抑圧された結果」である、と説いている。その上で、教皇ベネディクト16世は、グローバリゼーションについて、「その性質上、これは善いものでも、悪いものでもない。それは、人間が創り上げるものであり、それ以上のものでも、それ以下のものでもない」と説明し、グローバリゼーションという地球規模での現実について「グローバリゼーションの過程は、適切に理解され、適切に導かれると、地球規模で富を広範囲に再配分する前例のない好機となる」と断言している。グローバリゼーションという現実から生み出される成果を地球規模で富を再配分し、行き渡らせることが重要であるという意味で、「グローバリゼーションの過程は…(中略)…その性格上、社会的で、人間的、倫理的な内容を有するものでなければならない」と述べている。こ

うした「発言」は、社会回勅の中で初めてグローバリゼーションという現実の中に「肯定的に評価すべき」ものを見出した論議として注目に値すると思われる。

その一方で、教皇ベネディクト16世は、「2008年世界経済・金融危機」の根本的な要因としてグローバリゼーションという現実が生み出す悪影響を指摘し、「避けるべきことは、事業の長期的な持続性、実体経済への貢献への配慮もなく、さらには、発展を希求している国々や地域における（投資と熟練・技能の獲得を目指す一家本挿入）一層の努力を前進させようとの取り組みへの配慮もなく、短期的な利益を求めようとする資金の投機的な利用」であることを明言している。その上で、教皇ベネディクト16世は、グローバリゼーションという現実の中で、「普遍的な価値を有する労働と専門知識」に裏打ちされた「投資と熟練・技能の輸出によって恩恵を受ける国々や地域が…（中略）…安定した発展にとって不可欠な要素である強固な生産機構、社会機構を構築しようとする努力を支援する」ことこそが、「過程としてのグローバリゼーションの真理とその基本的な倫理基準を実現する道」となることを強調している。

こうした「発言」は、巨大な経済圏の一員として発展を目指す国々や地域に対して、「その性質上、善いものでも、悪いものでもない」グローバリゼーションの過程を「人間を向上させる連帯」という目標へ導く」必要性を強調するものであり、これまでその全てが「悪いもの」、あるいは悪影響を及ぼすものと見なされ、否定的に断じられてきたグローバリゼーションについて、その現実の「真理とその基本的な倫理基準を実現する」ためには、何を目指し、いかなる道を辿るべきかを示したものとして注目されることとなった。

加えて、こうした「発言」は、とくに欧州地域のローマ・カトリック教会に対しては、経済圏として世界有数の規模に成長したEUについて、また、欧州地域での「市場と企業」の行動を方向づけているグローバリゼーションの現実について、これを「人間を向上させる連帯」という目標」の現実に向けてどのように貢献しうるものとするのかという問題に重要な糸口を与えるものとなったと説き、その上で、2010年以降、「ローマ聖座」だけでなく、EU加盟各国のローマ・カトリック教会は、欧州経済圏における「共同善、補完性、連帯性」の実現という教皇ヨハネ・パウロ2世が強調した社会倫理原理を再び強調するものとなった、と説いている<sup>14)</sup>。その際、「繁栄のための形態が世界的な規模で拡大することが、自己中心的、保護主義的、そして私的な利害に向けられた計画や構想によって妨げられるべきではなく…（中略）…新興国や発展途上国との関与によって、今日の危機をうまく管理することができるような」グローバリゼーションの過程を目指すべきであり、そのような「グローバリゼーションの過程は、適切に理解され、尊かれれば、世界的な規模で富を広範に再分配する前例のない好機となる」点が強調されるようになった。そして、こうした「前例のない好機」となりうるグローバリゼーションの過程について、教皇ベネディクト16世は、「民族間及び民族内部に新たな亀裂を生じさせるような機能不全—その一部は深刻な機能不全となっている—を改善し、富の再分配が、貧困の再分配あるいは増加という形で実現しないように保証しなければならない」と述べ、グローバリゼーションの過程が有する「人間的、倫理的な基準を発展させる」可能性の具体化を強調している。

翻ってみて、ポーランドの教会内部では、EU加盟以降における教会の活動やそのあり方を再

検討する際には、教皇ベネディクト16世の基本姿勢については、これを教皇ヨハネ・パウロ2世のそれを継承するものと見なしていた。とくに、長年にわたって聖職者や一般信徒を巻き込んで論争の的となっていた宗教教育、(脳死、臓器移植、遺伝子操作、中絶・墮胎など)生命倫理、(同性婚、離婚、家庭内暴力など)生活倫理といった問題に関しては、「グローバリゼーションの過程は社会経済の過程として理解されてはいるが、それが唯一の様相ではない」という点を再度指摘した上で、「グローバリゼーションの真理とその基本的な倫理基準である人類という家族の一体性の発展と『善なるもの』への発展という2つの基準に基づけば」、上述した問題群は、いずれも「超越したものへ開かれた世界的な規模での統合を目指す人間を基盤として共同体を志向する社会にとっては、厳しく管理され、統治されるべき」であると断じている。

このような点については、ポーランドの司教協議会も、「人間の連帯という事実は、われわれにとって利益あるものではあるが、その一方で、義務も課すものでもある」との教皇パウロ6世の言葉を引用して、上述した問題について、現代社会において「厳しく管理し、統治すべき」ものと考えるとの見解を表明している。しかし、こうした主張は、一部の聖職者や一般信徒からは厳しい反発を受ける結果となり、そのため、教会首脳の見解や姿勢への反発の「印」として、社会主義時代の政権党と教会幹部との「浅からぬ関係」という旧くて新しいテーマが再び取り上げられることとなったと考えられる。このような現実は、逆説的ではあるが、教会首脳の姿勢が教皇ヨハネ・パウロ2世時代のそれと変わらず、教皇ヨハネ・パウロ2世の教説と「発言」を無批判的に受け入れている、という点を（その良し悪しは別として）国民各層が改めて強く認識する結果をもたらした。この意味では、教会指導層へ真っ向から批判する代わりに、社会主義時代の「浅からぬ関係」について批判を加えようとする一部の聖職者や一般信徒の動きについて、教会首脳がこれを押し止めようとするのであれば、彼らこそ、教皇ヨハネ・パウロ2世の教説と「発言」をEU加盟という新たな社会状況の下で真摯に見直す姿勢を示す必要があったのではないかと考える。

以上のような状況の下で、EU加盟以降の教会の活動と「発言」のあり方を再検討する一連の論議を整理すると、以下のように3つの点にまとめることができると考えられる。

第1は、教会のEU加盟支持の姿勢や「発言」には、誤りはなく、しかも、加盟に向けての国民合意の実現にとって効果的なものであった、という論議である。これは、高位聖職者から一般信徒に至るまで、多くの人々が支持・共有しており、そこでは、EU加盟は、国家、社会、国民各層のいずれにとっても、共同善と補完性原理を最大限実現し得る出来事として全面的に肯定されている<sup>15)</sup>。こうした論議では、上述したように、ポーランドの「欧州への回帰」の実現はEU加盟の実現によって完成するという説明が繰り返しなされると共に、「神の被造物」として人格(ペルソナ)を有する人間は、自由、人権、民主主義、互恵の世界においてこそ地上の最高存在としての義務と役割を担うことができるとのキリスト教世界での伝統的な視座が踏襲されていた。

第2は、教会の活動や行動のあり方について、これを加盟前と加盟後という2つの時期を峻別した上で、とくに加盟後におけるあり方について、教会は、現代史教育と歴史認識、宗教教育、

生活倫理といった最重要の問題についても、教皇ヨハネ・パウロ2世と教皇ベネディクト16世の社会教説を踏まえて積極的に進めてきたと肯定的に評価する論議であった。そして、これは、EU加盟を機に、ヒト、モノ、カネ、情報の移動が大幅に自由化され、EU加盟各国との産業・貿易・金融関係が不可逆的に、急速に深化していった中で、教皇ヨハネ・パウロ2世時代に国民各層が繰り返し「目撃」してきたカトリック教世界でのポーランド教会の「特別な存在」（グレンプ）を改めて強調するかのように声高に提唱された論議であった。そして、こうした論議は、大統領選挙、国会議員選挙、ワルシャワやクラクフなど特別市の首長選挙といった政治闘争の舞台にまで持ち込まれることとなった<sup>16)</sup>。

第3は、EU加盟後に急増したヒトの国外移動—2018年末時点での短期・中期・長期の国外居住者は総計約180万人—という新たな状況に直面して、EU加盟後における教会の活動や行動が、こうした国外流出民、さらには国内居住家族の司牧活動、信仰生活、宗教教育において有効な措置を講じることができなかっただ、という批判論議である。これは、（「カリタス」など一部のカトリック系組織を除いて）国外流出民を対象とした教会堂の建設、司祭・修道女の派遣、さらには信仰生活や宗教教育への組織的、継続的な支援がごく僅かしか実施されなかっただ、といった批判論議であった（但し、アイルランド、アイスランドについては、支援活動は盛んであったが）。こうした批判論議は、①ヒトの国外大量移動という新たな状況について、ポーランド教会が、これを現実の経済問題としてのみ取り上げ、社会倫理上、宣教活動上の問題として取り上げることを怠ってきた、という点を指摘するものであり、また、②欧州の統合と深化の動きに関しては、ポーランド教会が、教皇ヨハネ・パウロ2世の「発言」を引いて共同善と補完性原理を最大限実現し得るものと考え、現実の変化を追認していた、という点を指摘するものであった<sup>17)</sup>。

このように、EU加盟後に関するポーランド教会の姿勢と見解に関しては、聖職者においても、一般信徒においても、EU加盟を肯定的に評価し、これを新たな状況として受け止める声が圧倒的に多いものの、社会倫理上の問題群については、それがどのように変容・変貌して国民各層に認識されるようになったのか、という点については、解き明かされることもなく、加盟10年という節目の年を迎えるても手付かずのまま残されることとなっただ。否むしろ、解き明かされることなくというよりも、そもそも検討対象として取り上げることを避けていたのであり、教皇ヨハネ・パウロ2世時代以来の社会教説を同教皇の帰天後もほぼそのまま踏襲し、それに合致する側面のみを取り上げるといった見方も成り立つように考えられる。この意味では、EU加盟時代という新たな状況下での社会倫理認識について論議する場合には、教皇ヨハネ・パウロ2世時代の社会教説がその後も大きな影響を及ぼしているという視点が重要であり、皮肉なことではあるが、加盟後10年、20年と時間が経れば経るほどに、かえってこうした視点の重要性が増しているようにも考えられる。

最後に、ポーランド教会の指導層が、EU加盟後10年を迎えた2010年代前半期になって深刻な危機感を抱くようになった問題について言及する。それは、聖職者（司祭、助祭）叙階件数の激減という問題であり、急速に進む聖職者の高齢化という問題である。振り返って、社会主

義時代には、例えば、1980年代においてすら、平均して毎年1,100人～1,300人を超えるポーランド人司祭の叙階件数を記録していたが、2010年代に入って、その数は平均して毎年130人～150人に激減している。これに対応して（大）司教、司祭、助祭という（男性）聖職者の平均年齢は1989年の40.7歳から2010年の64.1歳へと急速に上昇している（日刊紙『選挙新聞（Gazeta Wyborcza）』、2012年8月29日）。しかも、65歳以上の聖職者の割合は、聖職者全体の3分の2強（2010年77%）に達している。実際に、130人を数える司教・大司教を見ても、その大半が65歳を超えており、75歳の教区長定年年齢を超えている司教・大司教も9名（2014年末）に上っていた<sup>18)</sup>。こうした聖職者の高齢化問題は、言うまでもなく「社会と歩む教会」（教皇ヨハネ・パウロ2世）の行動力や活力といったものに何らかの悪影響を及ぼすことが考えられるが、それ以上に重要と思われる点は、体制転換後20数年を経た時期においても、社会主义時代の政権党と教会指導層との「浅からぬ関係」の見直しの対象となりうる高位聖職者が教会の最高幹部の中に多数存在していた、という点である<sup>19)</sup>。教義・教説の「刷新と継続」（教皇ヨハネ・パウロ2世）を一層進めていかなければならない教会首脳にとって、また、教会行政の場において現代社会の複雑な問題に真正面から対処していかなければならない教会首脳にとって、こうした状況は、それを頓挫させるリスクを内に秘める現実ではないかと考える。

こうした点を考慮に入れれば、ポーランド教会の指導層がこれまで一貫して消極的な姿勢をとり、時には否定的な姿勢さえ示してきた（青年層・壮年層の）外国人聖職者の導入という問題を今こそ真剣に検討すべきであると考えられる。一般信徒の国外流出問題への支援では、不十分な対処を指摘されてきたポーランド教会の指導層は、2010年代にはすでに、これまた皮肉なことではあるが、外国人聖職者の大量導入の必要性について教会全体として真剣に検討することを迫られていたと言えよう。

### III. 2020年代を迎えて、ポーランド教会は何を見ているのか

EU加盟後10年となる2010年代中頃に至っても、生活の豊かさを実感することができない国民各層にとっては、EU及びEU経済圏との共存といったポーランド教会及び高位聖職者が繰り返し口にする説明は、これを「善きこと」として受け入れることができないばかりか、彼らの一部には、教会首脳の説明自体への不満や反発がうっ積してそれまでには見られなかったような荒々しい行動に走る者たちが出てきた。こうした動きについて言えば、「法と正義」は、こうした不満や反発の声を受けて、一方では、当時の政権党への抗議行動に聖職者や教会参事会員を巧みに巻き込み、あたかも教会が「法と正義」による抗議行動を支持しているかのような状況を創り出すと共に<sup>20)</sup>、各種の選挙（大統領選挙、国会議員選挙など）に際しては、ポピュリスト政党としての主張を繰り返し、西部、南西部の各県に比べて一人当たり所得が低い北東部、南東部の各県において多数の得票（議席）を獲得することに成功している。その際、教会側も、教区長・同代理、司教座聖堂の主任司祭など教会行政上の幹部らの黙認の下、多くの聖職者、教会参事会員らが「法と正義」の候補者への応援活動を積極的に展開するという動きを示している<sup>21)</sup>。

そして、こうした教会関係者と政権党とのつながりが社会政治生活の多くの場で認識され、確認されるようになると、現行の「政教条約」の下では、教会関係者は、それが誰であっても、政権党が立案し、実施する各種の政策措置の問題点や不備を指摘し、国民各層に向けて「代替」的な政策措置を示すことがますます難しくなる。これは、ポーランド教会が社会政治上、社会倫理上の基本的な役割として長く有していたものを自ら放棄するという結果をもたらすこととなる。換言すれば、体制転換、「1990年改革」、グローバル化、EU加盟、さらには「2008年世界経済・金融危機」の影響、そして2010年代中頃以降の「難民・移民問題」の顕在化など、過去に経験したことのない出来事を経て、ポーランド教会の姿勢と見解は、2010年代末にはすでに、その時々の社会政治上、社会倫理上の変化に対して基本指針や具体的な措置を示すことができるほど「一貫した」ものではなくなってしまったのではないかと考えられる。

教皇ヨハネ・パウロ2世の帰天以降、ポーランド教会の高位聖職者は、同教皇の早期の列福・列聖の実現を「ローマ聖座」（教皇ベネディクト16世）に求め続ける一方で、同教皇の偉業、名言、人柄や生い立ちを国民各層に向けて「周知徹底」することによって、さらには、同教皇の教説（社会回勅、使徒書簡、大祝日メッセージなど）について、これを「現代資本主義世界に生きる魂の教説」（J・A・ラツィンガー枢機卿・大司教—後の教皇ベネディクト16世）として位置づけることによって早期の列福・列聖への機運を盛り上げることに文字通り教会全力を傾けていた。この結果、これまた実に皮肉なことに、現教皇フランチェスコから次々と発せられる見直しや改革のための諸提案について、ポーランド教会の司教協議会は、教皇ヨハネ・パウロ2世の教説や発言と比較対照した上で、矛盾しないと結論しうるものだけをポーランド教会の基本見解として提示する、という不自然な姿勢を示すようになっている<sup>22)</sup>。

一例を挙げれば、現教皇が中絶や墮胎などの生命倫理、離婚や同性婚などの生活倫理に関して、「ローマ聖座」の基本見解を見直し、再検討することを呼びかけた2017年「王たるキリスト」祝日記念ミサでの説教に対して、ポーランド教会の司教協議会は、中絶・墮胎の全面禁止すら主張していたため、「そうした動きには、ポーランド教会は組しない」との厳しい声明を即座に発表した。また、2000年代中頃以降、ポーランドを含めて多くの国々で表面化した聖職者による年少者性的虐待問題に関しても、現教皇が、虐待に関係した聖職者の司牧・宣教活動の全面停止という厳しい措置を公表した際にも、ポーランド教会の司教協議会は、この事実を（多くの一般紙は報道したものの一例えば、『選舉新聞』2016年10月14日、p. 4）カトリック系新聞で報道することを許可せず、代わりに短いメッセージを掲載しただけに終わった<sup>23)</sup>。

ましてや、若年層の信仰生活の深化をどのように進めるのかという喫緊の課題を考慮に入れれば、若年層（15歳～24歳）のミサ参加率が急低下し（1990年49.3%→2018年15.9%）、聖職者の叙階数（1990年558名→2017年94名、2018年91名）も大幅に減少している現下の状況においては、いつまで教皇ヨハネ・パウロ2世の教説や発言という「残像」や「残影」に依拠し、「内なる機能不全、硬直化」の歩みを続けようとするのか。教皇ヨハネ・パウロ2世が繰り返し強調した「継続と刷新」を基軸として見直しや再検討を進める現教皇フランチェスコの時代の今こそ、こうした姿勢を真摯に考え直す時期が来ているのではないかと考えられる。この意味では、ポー

ラント教会が欧州キリスト教世界の中で長年にわたって異彩を放ってきた社会政治上、社会倫理上の役割をもう一度思い起こし、これを取り戻そうとするならば、そのための出発点は、聖ヨハネ・パウロ2世の「残像」や「残影」の相対化にこそあるように思われる。

## 注

- 1) 以下では、ポーランドのローマ・カトリック教会という名称について、これをポーランド教会と略記する。なお、ポーランドのローマ・カトリック教会をポーランドのカトリック教会〔後述〕と並べて論じる際には、そのままの名称を用いることとする。
- 2) 体制転換直後の首相T・マゾヴィエツキ、第一副首相・財務相L・バルツェロヴィチなどが幾度も口にしているように、ポーランドでの体制転換の基本目標の一つは、ポーランドが真に欧州の一員としての地位を回復すること、つまり、「欧州への回帰」であった。そして、これを具体的に示す行程として、OECD加盟（1996年実現）→NATO加盟（1999年実現）→EU加盟（2004年実現）というスケジュールが強く意識されていた。
- 3) 本稿では、聖俗両面でのポーランド教会のあり方という表現を用いているが、これは、以下のようないいを示す表現として用いている。聖なる世界での教会のあり方とは、ローマ教皇及び教皇庁を頂点とする制度教会としてのローマ・カトリック教会が直接全世界のカトリック信徒にむけて公表する「回勅」や「使徒書簡」など、さらには各国・各地域の司教協議会が「ローマ聖座」の意思や意図に基づき公表する各種のメッセージ（例えば、教区司教の『年頭書簡』など）の双方によって提示される宗教組織、宗教活動、信仰生活のあり方を意味している。また、世俗世界での教会のあり方とは、同じく「ローマ聖座」の意思や意図に基づき、各国・各地域の教会、修道会、信徒組織などが世俗世界において進める宣教活動、社会活動などの現状、あるいはあり様を意味している。
- 4) ポーランドにおけるカトリック教会組織としては、ローマ・カトリック教会とは異なる存在として、1951年以降、「ポーランド・カトリック教会」と呼称される教会組織が存在していた。これは、元来は、1902年4月にポーランド系移民によって米国で創設された「ポーランド民族のカトリック教会（The Polish National Catholic Church, PNCC2）」を母体とした組織ではあったが、第二次大戦後にポーランド国内にこの教会組織を樹立するに際して、典礼に関しては、聖マリアの無原罪受胎を除いてローマ典礼をほぼ引き継いだものの、聖職者の叙階に関しては、統一労働者党宗教部（後に、内務省宗教庁へ改組）による事前承認が必要である点を受け入れたため、ローマ・カトリック教会との間に長きにわたって対立・軋轢が生じることとなった。この組織の教会堂としては、ワルシャワ新市街広場にある白塔の聖カジミェシュ教会、ヴロツワフ旧市街にあるレンガ造りの聖マグダラのマリア教会が現存している。なお、教皇ヨハネ・パウロ2世—在位1978年10月～2005年4月、2014年4月列聖—の和解勧告に基づき、2000年5月にポーランドのローマ・カトリック教会と合同し、聖職者の交替・引退を経て、現在も活動を続けている。
- 5) そこでは、教皇ヨハネ・パウロ2世が教皇就任後初めて母国ポーランドを訪問（1979年6月）された際に繰り返し強調された「強くあれ」という言葉が幾度も引用されていた。これに関しては、家本〔3〕と加藤〔7〕に詳説されているので、参照されたい。
- 6) こうした点に関しては、教皇ヨハネ・パウロ2世が教皇就任後初めて祖国巡礼した際に、深刻さを増しつつあった社会・政治状況の不安定化についてどのような打開策が考えられるのかという点を巡って政権党の幹部と教会の高位聖職者との間でそれまでには見られなかったほどに率直で忌憚のない意見交換が行われたことによって、両者の間に一定の信頼関係が生まれた、という事実を指摘しておく必要がある。  
なお、一定の信頼関係が生まれたという理由や事情に関しては、著者が1987年4月～1988年9月にワル

## 体制転換後、資本主義体制の下で30年が経過したポーランドのローマ・カトリック教会

シャワ大学経済学部（経済政策講座客員研究員）に在籍していた際に、W・ヴァカ教授（統一労働者党政治局員、国立銀行総裁一当時）ご本人からだけでなく、講座主任のA・ウカシェヴィチ教授（国家計画委員会第一副議長、ポーランド経済学会長一当時）からも詳しい事情をお聞きすることができた。また、ワルシャワ高等神学院（現在—S・ヴィシンスキ記念ワルシャワ神学大学）のF・レヴァンドフスキ教授（モンセニョール、政権党幹部との会合に陪席）からも、政権党の幹部との間で論議されていた内容等について幾度もお聞きすることができた。著者自身にとっては、これらの方々のお話しの中では、政権党の改革派幹部の間に、社会主義体制の維持がいかに困難な状況に陥っているのかという強い危機意識が共有されていた反面、保守派、中間派と呼ばれた政権党幹部の間には、ソ連邦軍による軍事介入の危険性を危惧する意識が広がっていた、という点が強く印象に残っている。

- 7) これに関しては、拙著『ポーランド「脱社会主義」への道—体制内改革から体制転換へ』名古屋大学出版会、1994年（第1章～第3章）に詳説されているので、参照されたい。
- 8) 1993年「政教条約」に関しては、家本〔6〕を参照されたい。これに関しては、「バルツェロヴィチ改革」と呼ばれた「1990年改革」の実施によって、国民各層の強い不満や批判の声が一挙に拡大し、新たな改革への失望の声すら聞こえるようになったため、大統領と教会首脳の双方が「政教条約」の締結によって何らかの安定化を図ろうとした結果として生まれたものである、という点を指摘しなければならない。さらに、こうした事情から誕生した「政教条約」は、教義、教説、典礼といった教会の根幹をなす部分についての規程を何ら定めることなく、「宗教組織と宗教教育」に関する部分の規程のみ定めるに過ぎないものであったことも、併せて指摘しておかなくてはならない。
- 9) 体制転換の直後からその後も続いた批判の声としては、我々の期待は見事に裏切られた、我々は幻想と絶望の谷に追いつき落とされた、あるいは彼らと我々の区分は今も続いている、といった言葉をしばしば耳にした。
- 10) 2つの「告発」に関しては、家本〔2〕を参照されたい。なお、これら2つの「告発」の影響について付言すれば、以下のようにまとめることができる。高位聖職者や一般信徒の間の受けとめ方には、これら2つの「告発」を機に社会主義時代における教会及び教会指導層の行動や「発言」について、これを全面的に、あるいは多くの部分で否定的に受けとめる「声」は存外に少なかった。むしろ、高位聖職者や一般信徒の間では、確かに一部に否定的、批判的な言動は見られたものの、これら2つの「告発」の対象となった行動については、ポーランドにおいて最も鮮明にその実相を見せた社会主義政権と教会との関係に由来し、その「結果」として生じた行動であるとの「声」が多くを占めた。この結果、これら2つの「告発」は、社会主義時代の政教関係を見直し、再検討する作業について、体制転換過程において教会がこれを推し進める発端とはならなかったと言わざるをえない。
- 11) これに関しては、家本〔1〕所収の46章と47章を参照されたい。
- 12) この点に関しては、「政教条約」の本文を見れば明らかなように、体制転換過程での教会の基本姿勢やあり方を見直そうとする場合、実際には、社会主義体制からの速やかな脱却=「脱社会主義」の性格を色濃く有する政策選択を教会が支持することによって、体制転換が「政教条約」の枠組みの中で進められる点を保証していた、という事実を念頭に置いておく必要がある。
- 13) これは、教皇パウロ6世による社会回勅『ボプローム・プログレシオ（邦訳『諸民族の発展』）』（1967年3月26日発布）、教皇ヨハネ・パウロ2世による2つの社会回勅『ソリティチュード・レイ・ソシアリス（邦訳『眞の開発とは一人間不在の開発から人間尊重の発展へ』）』（1987年12月30日発布）と『ツェンテシムス・アヌス（邦訳『新しい課題—教会と社会の百年をふりかえって』）』（1991年5月1日発布）という「市場、国家、市民社会」の発展に係わる3つの社会回勅を踏まえたものである。本稿では、紙幅の関係で詳細に内容を紹介することはできないが、教皇ベネディクト16世が2010年以降公表した一連の回勅、使徒的書簡、教令なども併せて参考されることを勧めたい。なお、社会回勅の本文からの引用部分については、その都度

該当箇所を明示することはしないが、引用部分については「」の形で記すこととする。

- 14) これに関しては、同じく本稿では内容を詳細に紹介することはできないが、ポーランド司教協議会<http://www.episkopat.pl/>の「書簡」(Polecamy)を併せて参照されたい。なお、教皇ベネディクト16世の存在や「発言」については、それが、教皇ヨハネ・パウロ2世の存在と「発言」との連続性や継続性を示唆したり、暗示したりするものである限り、ポーランドの聖職者と一般信徒の多くは、教皇ベネディクト16世の存在と「発言」に好意的な評価を下していることが（例えば、世論調査結果、現教皇と前教皇に係わる書籍・雑誌の刊行頻度、新聞の特集記事の取り上げ方などを見れば）わかる。
- 15) 共同善と補完性原理に関しては、山田秀「共同善と補完性原理—伝統的自然法論の立場から」、南山大学社会倫理研究所編『社会と倫理』第20号、2006年、pp. 95～126を参照されたい。
- 16) こうした動きは、2005年以降、「法と正義」PiSという名のポピュリズム政党が推し進めているものであり、現時点（2020年12月）時点では、大統領と内閣の双方を占める状況となっている。
- 17) 私見ではあるが、欧州の統合と深化の問題に関しては、社会倫理からの分析内容と見解を国民各層に明示することをしなかったからこそ、教会幹部は、一般信徒の国外大量流出という出来事について、これを「一時的な、経過的なもの」（日刊紙『ジェチボスボリタ』2007年10月17日）として認識し、組織的、持続的な支援措置を講じることを怠ったのではないか、と考えている。そして、こうした点にこそ、2010年代後半における「法と正義」を中心とする独善的な政権の誕生と継続をもたらした要因（の一部）が隠されているように考えている。
- 18) ポーランド首席大司教ユーゼフ・グレンツ枢機卿が（ワルシャワとグニェズノ）首席大司教職を2006年に辞した際の年齢は80歳であった。
- 19) 2020年6月時点でも、いまだ4名の高位聖職者が残っている。
- 20) 「法と正義」は、旧「連帯」系労組が依然として強い影響力を有していた産業部門（例えば、石炭採掘、国有鉄道、製鉄などの部門）において、こうした抗議行動を展開すると共に、グローバル化の下での社会経済発展から取り残された北部・北東部地域、南東部地域の諸都市（例えば、北部・北東部のオルシチン、エルブロンゴ、南東部のジェシュフ、フシェミシウなど—これらの諸都市は、いずれも社会主義時代には、旧国営製造企業の城下町であった）において、教会関係者を巻き込んだ抗議行動を展開していた。こうした運動は、各種の選挙において「法と正義」への支持基盤を固めることに有効であったと言われている。こうした動きに関しては、在ポーランド日本大使館編『ポーランド政治・経済・社会情勢』（週刊）に数多く掲載されているので、参照されたい。
- 21) 一部聖職者が各種選挙の際に積極的に特定の候補者を推薦するだけでなく、「決して投票してはならない候補者」（日刊紙『選挙新聞』、2019年10月12日、p. 2）として特定の候補者を名指して言及し、時には、ミサ中の説教の中でこれらの発言を行うといった選挙干渉、選挙妨害とも思える動きが顕在化している。
- 22) 2016年以降、世界各地のカトリック教会で顕在化している「聖職者による年少者性的虐待」問題に関しても、ポーランドの司教協議会は、2018年5月以降、調査報告の公表を控えている。これに関しては、*Tygodnik powszechny*, *Gazeta wyborcza*などポーランド・メディアに限らず、欧州（ZDF, Reuter）、日本（朝日新聞、東京新聞）など各国のメディアにおいても度々報道されている。
- 23) こうした動きは、ポーランド教会の「内なる機能不全、硬直化」（ゲレメク）の結果として表明化したものとして考えることができる。さらに言えば、こうした状況は、「三位一体」の神への信仰と信頼を基軸とする宗教組織としては、まことに残念なことであると言わざるを得ない。

## 参考文献

### 《日本語文献》

1. 家本博一「史上初めて資本主義下で活動するカトリック教会」渡邊克義編著『ポーランドの歴史を知るための55章』明石書店, 2020年, 48章 (pp. 328 ~ 332)。
2. ——— 「EU加盟10年を迎えたポーランドのローマ・カトリック教会—一連の『見直し』論議に焦点を当てて—」名古屋学院大学総合研究所編『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』(第51巻第1号, 2014年), pp. 35 ~ 46。
3. ——— 「EU加盟10年を迎えるポーランドのローマ・カトリック教会—高位聖職者に係わる『告発』に始まる一連の『見直し』論議—」, ユーラシア研究所編『ロシア・ユーラシア経済調査資料』通巻966号 (2013年2月号), pp. 19 ~ 30。
4. ——— 「ポーランド人教皇の在位された26年間」, ユーラシア研究所編『ロシア・ユーラシア経済調査資料』通巻883号 (2006年1月号), pp. 14 ~ 23。
5. ——— 「教皇ヨハネ・パウロⅡ世の母国訪問と体制移行過程—ポーランド」名古屋学院大学総合研究所編『名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）』(第40巻第1号, 2003年), pp. 1 ~ 8。
6. ——— 「教皇ヨハネ・パウロ2世の存在は体制移行の道標か, 触媒か—過去9回のポーランド訪問を振り返って」ユーラシア研究所編『ロシア・ユーラシア経済調査資料』(第850号, 2003年), pp. 1 ~ 9。
7. ——— 訳「1993年政教条約『宗教組織と宗教教育に関するポーランド共和国とバチカン市国の国家条約』」カトリック大阪大司教区編『声』(1993年11月号), pp. 39 ~ 52。なお, これに関しては, 『声』廃刊に伴い, 以下に再掲した。『『1993年政教条約』—『宗教組織と宗教教育に関するポーランド共和国とバチカン市国の国家条約』—』南山大学社会倫理研究所編『社会倫理研究』(第3号, 1995年), pp. 29 ~ 41。
8. 加藤久子『教皇ヨハネ・パウロ2世のことば—1979年, 初めての祖国巡礼』(ポーランド史史料叢書)東洋書店, 2014年。
9. ——— 「社会主義政権下ポーランドにおけるカトリック教会—『三月事件』(1968年)に対する教会の見解に着目して—」, 「宗教と社会」学会編『宗教と社会』(第10号, 2004年), pp. 71 ~ 92。

### 《外国語文献》

10. Hołownia, Szymon, "Gorzkie żale", *Newsweek Polska*, 2007/4/1. p. 26.
11. Gorzelak, grzegorz(ed.), *Social and Economic Development in Central and Eastern Europe: Stability and Change after 1990*, Routledge, 2020.
12. Instytut statystyczny kościoła katolickiego SAC, *Kościół katolicki w Polsce 1991–2011*, GUS 2014.
13. ———, 1050 lat chrześcijaństwa w Polsce, (とくに, 2, 3, 6, 7, 10) GUS 2016.
14. Mazur, Krzysztof/Musiewicz, Piotr/Szlachta, Bogdan (eds.), *Promoting Changes in times of Transition and Crisis: Reflections on Human Rights Education*, Księgarnia Akademicka, 2013 (とくに, 「Religion and Human Rights」と「Teaching Human Rights」)。
15. Porter-Szűcs, Brain, *Faith and Fatherland: Catholicism, Modernity and Poland*, Oxford University Press, 2011。

## 参照サイト一覧

ここでは、著者が本テーマに関して閲覧したもののみを掲載する。

<https://www.tygodnikpowszechny.pl/>

名古屋学院大学論集

<https://wyborcza.pl/0,0.html>

<https://www.facebook.com/wyborcza/>

<https://www.przewodnik-katolicki.pl/>

<https://www.gosc.pl/>

<http://www.episkopat.pl/>

Konferencja Episkopatu Polski (ポーランド司教協議会)